



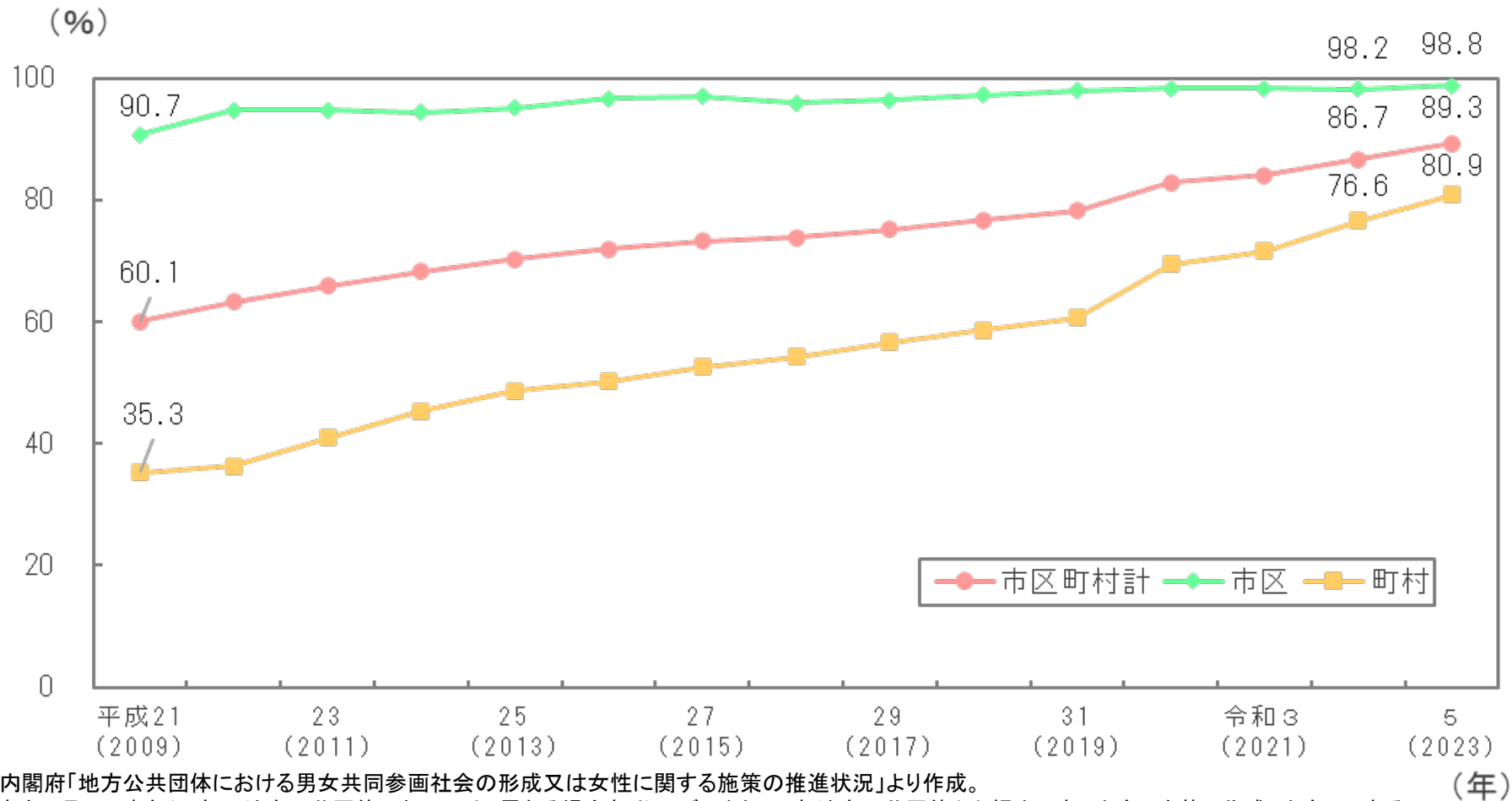
# 地域における女性活躍・男女共同参画の推進、 こども政策における男女共同参画の視点等 について

令和6年2月29日  
内閣府男女共同参画局

# 1. 地域における女性活躍・男女共同参画の推進について

# 市区町村における男女共同参画計画策定の割合の推移

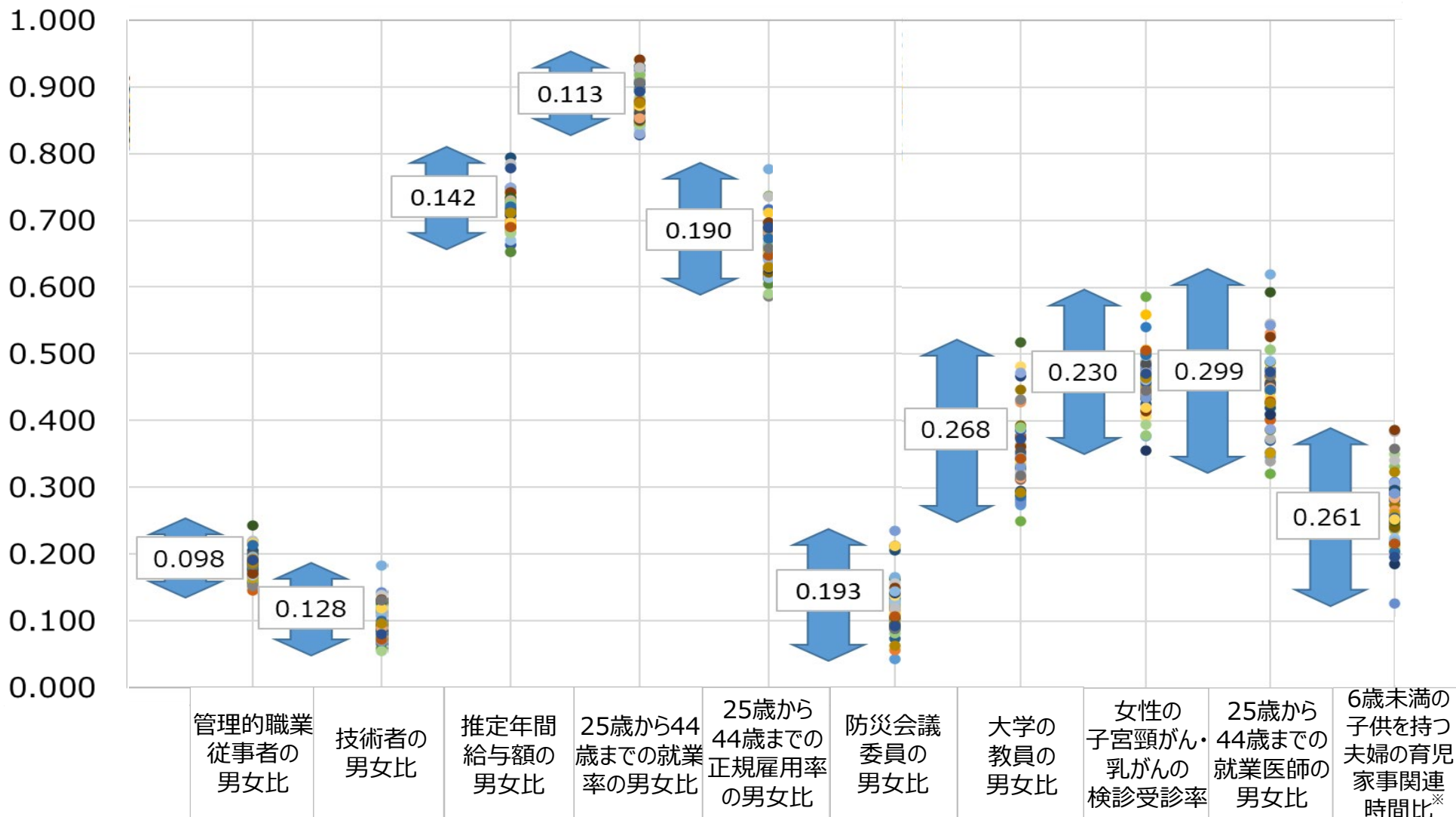
- 男女共同参画社会基本法第14条では、地方公共団体に対し、男女共同参画基本計画を策定することを求めている(都道府県は義務、市区町村は努力義務)。
- 男女共同参画計画の令和5年の策定率は、市区町村全体では89.3%となっている。市区では98.8%だが、町村では80.9%にとどまっている。



- (備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。  
2. 各年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。  
3. 東日本大震災の影響により、平成23(2011)年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、平成24(2012)年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30(2018)年値には北海道厚真町が含まれていない。  
4. 市区には、政令指定都市を含む。

# 都道府県ごとの男女参画状況の可視化

・都道府県ごとの男女参画の状況について見ると、地域差が生じており、それぞれの分野によってその程度も異なる。



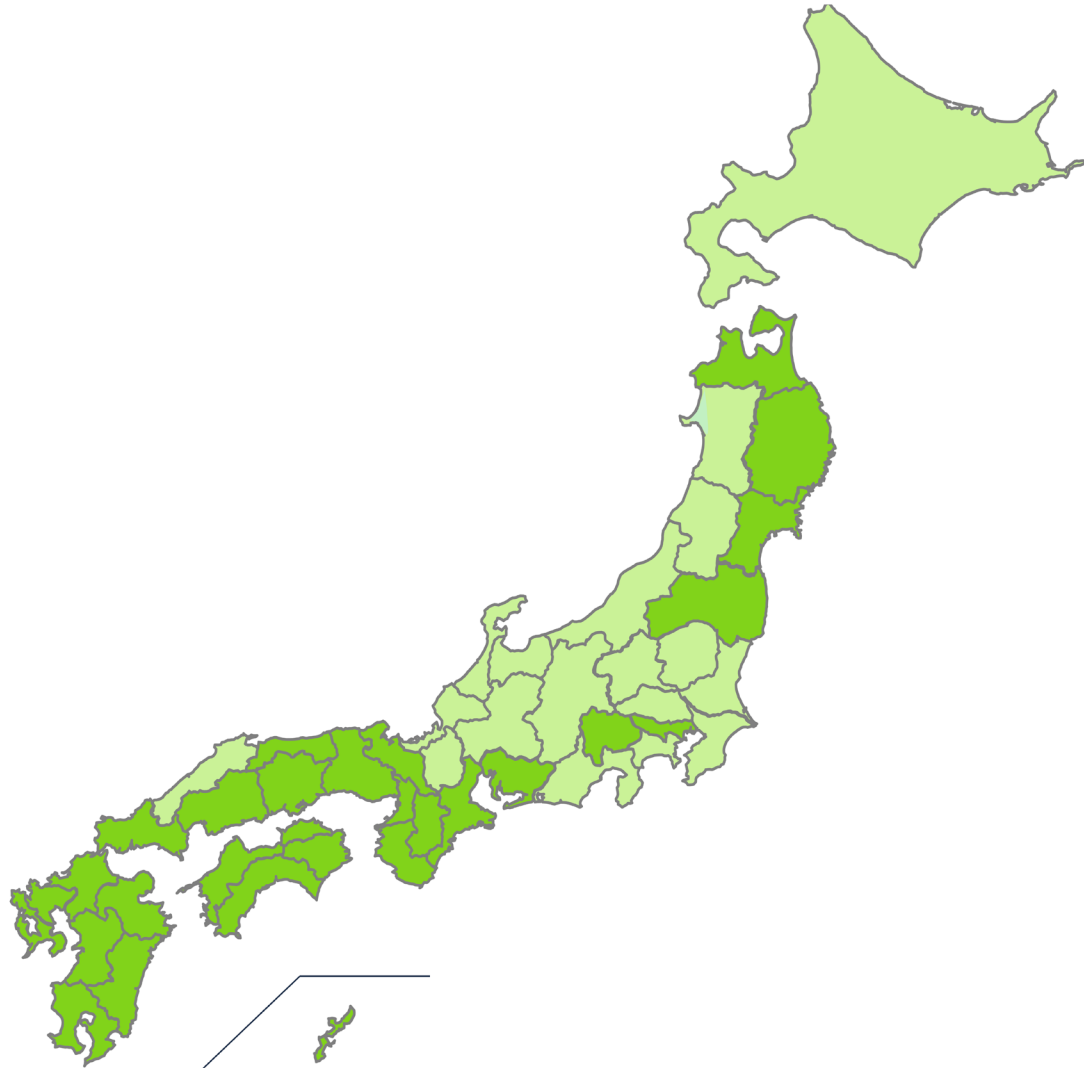
(備考) 1. 独立行政法人国立女性教育会館(NWEC)及び男女共同参画センターの機能強化に関するワーキング・グループ(第1回)会議資料を基に、男女共同参画局で作成。  
 2. 「男女比」については、原則男性に対する女性の比率(※については、女性の「育児家事関連時間」に対する男性の「育児家事関連時間」の比率)。

# 管理的職業従事者（会社役員、管理的公務員等）に占める女性の割合（都道府県別）

都道府県	総数 (人)	女性	男性	女性割合 (%)
		(人)	(人)	
徳島県	6,730	1,317	5,413	19.6
青森県	11,380	2,043	9,337	18.0
高知県	6,368	1,149	5,219	18.0
東京都	159,472	28,517	130,955	17.9
京都府	22,640	4,018	18,622	17.7
福岡県	46,660	8,276	38,384	17.7
熊本県	16,188	2,846	13,342	17.6
大阪府	74,021	12,615	61,406	17.0
鳥取県	5,740	978	4,762	17.0
和歌山県	8,307	1,389	6,918	16.7
岡山県	17,196	2,869	14,327	16.7
兵庫県	48,418	7,949	40,469	16.4
香川県	8,923	1,467	7,456	16.4
愛媛県	12,135	1,964	10,171	16.2
佐賀県	7,634	1,234	6,400	16.2
長崎県	11,399	1,850	9,549	16.2
奈良県	12,939	2,080	10,859	16.1
大分県	10,652	1,717	8,935	16.1
沖縄県	12,080	1,930	10,150	16.0
宮城県	23,098	3,639	19,459	15.8
広島県	25,945	4,103	21,842	15.8
福島県	19,079	3,001	16,078	15.7
鹿児島県	13,773	2,168	11,605	15.7
岩手県	13,533	2,106	11,427	15.6
山口県	11,857	1,850	10,007	15.6
宮崎県	10,167	1,577	8,590	15.5
三重県	14,203	2,186	12,017	15.4
山梨県	8,554	1,301	7,253	15.2
愛知県	62,035	9,373	52,662	15.1
茨城県	22,716	3,394	19,322	14.9
栃木県	16,827	2,514	14,313	14.9
群馬県	17,701	2,646	15,055	14.9
神奈川県	79,671	11,612	68,059	14.6
島根県	7,327	1,072	6,255	14.6
山形県	12,359	1,792	10,567	14.5
北海道	52,873	7,624	45,249	14.4
滋賀県	11,313	1,630	9,683	14.4
石川県	11,164	1,595	9,569	14.3
静岡県	34,519	4,879	29,640	14.1
千葉県	51,976	7,101	44,875	13.7
福井県	8,931	1,223	7,708	13.7
秋田県	9,982	1,350	8,632	13.5
埼玉県	57,738	7,773	49,965	13.5
富山県	10,785	1,434	9,351	13.3
岐阜県	19,039	2,514	16,525	13.2
新潟県	23,091	3,028	20,063	13.1
長野県	21,728	2,756	18,972	12.7
合計	1,170,866	183,449	987,417	15.7

15%～20%未満  
29団体

10%～15%未満  
18団体



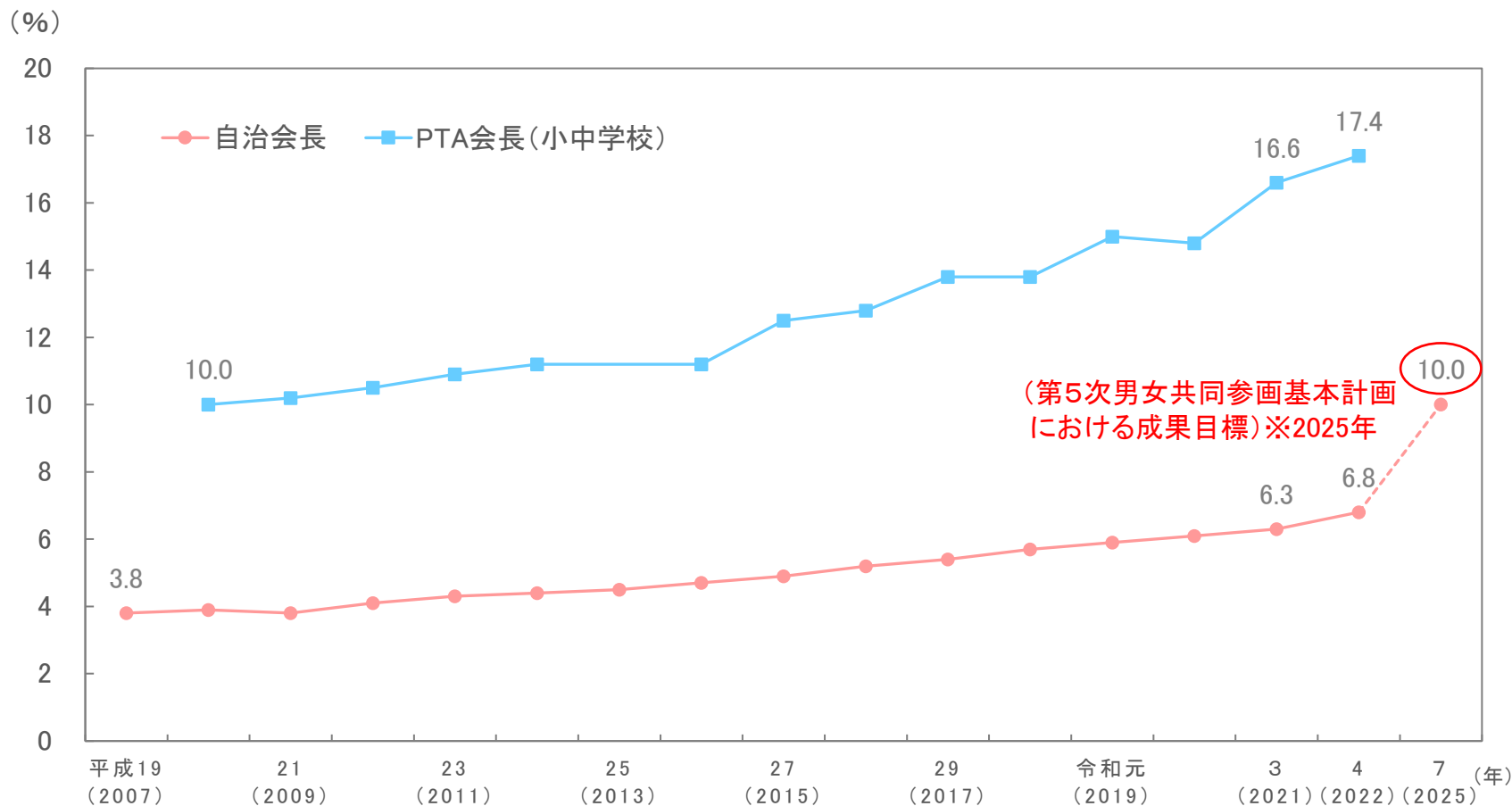
(備考) 1.総務省「令和2年国勢調査(就業状態等基本集計)」より作成。

2.「管理的職業従事者」とは、会社役員、会社管理職員、管理的公務員等を示す。

3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。

4.データの表記の都合上、島の省略等を行っているものがある。

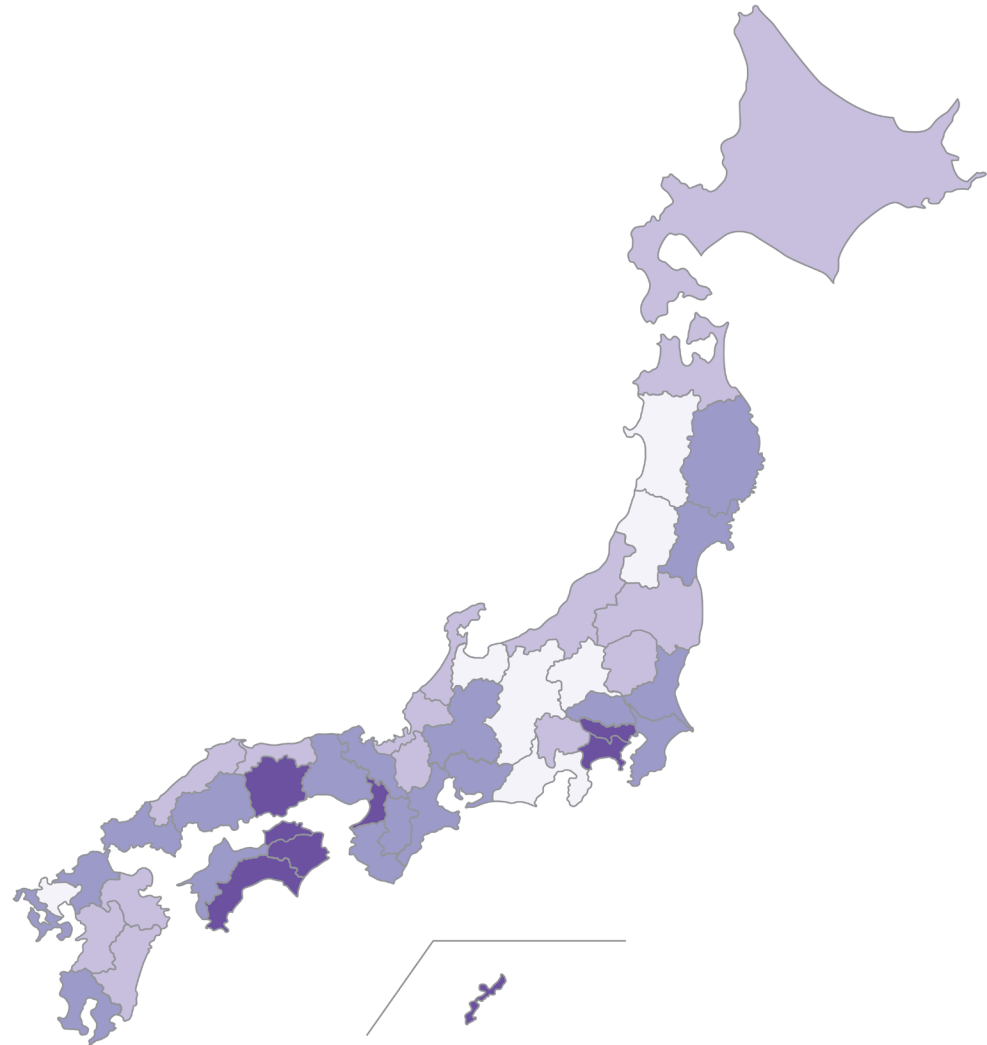
- ・令和4年時点の自治会長に占める女性の割合は6.8%、PTA会長(小中学校)に占める女性の割合は17.4%となっており、男性と比較するとまだまだ低い水準である。



- (備考) 1. 自治会長は、内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」、PTA会長(小中学校)は、内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成。
2. 自治会長は、各年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。PTA会長(小中学校)は、平成28(2016)年までは各年9月時点、平成29(2017)年、令和2(2020)年から令和4(2022)年は12月時点、平成30(2018)年及び令和元(2019)年は10月時点のデータとして団体から提出のあったものを基に作成したものである。
3. 自治会長については、回答のあった地方公共団体のうち、男女別の人数を把握できた団体のみを集計。
4. 自治会長については、東日本大震災の影響により、平成23(2011)年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、平成24(2012)年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30(2018)年値には北海道厚真町が含まれていない。

# 自治会長に占める女性の割合（都道府県別）

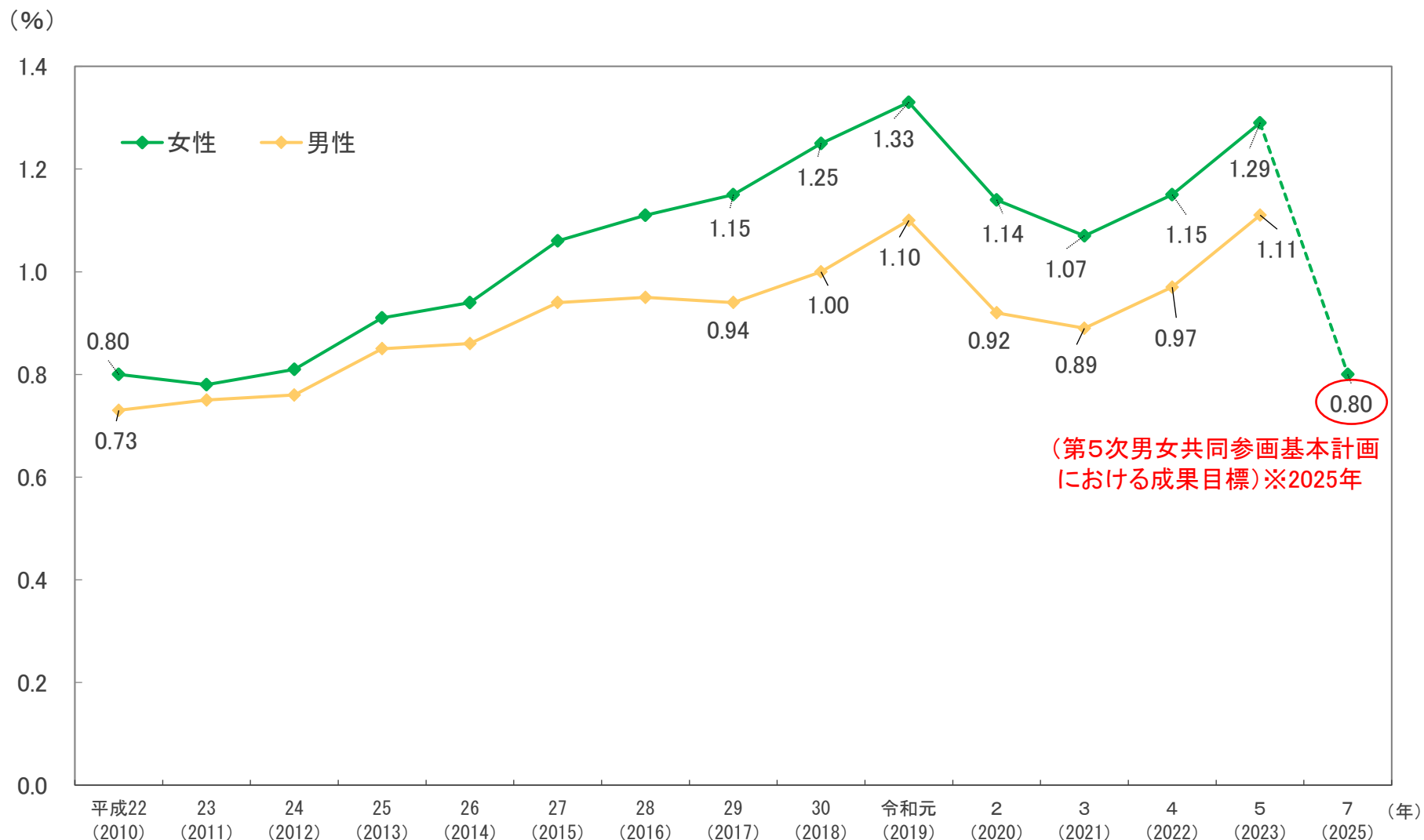
都道府県	自治会長		
	数 (人)	女性(人)	女性割合 (%)
大阪府	7,743	1,212	15.7
高知県	4,406	656	14.9
沖縄県	1,098	147	13.4
東京都	8,731	1,137	13.0
徳島県	3,873	497	12.8
香川県	6,303	786	12.5
岡山県	7,902	845	10.7
神奈川県	6,889	727	10.6
奈良県	4,293	424	9.9
福岡県	7,855	776	9.9
山口県	7,107	691	9.7
京都府	2,709	243	9.0
和歌山県	3,606	308	8.5
兵庫県	7,665	614	8.0
広島県	3,629	287	7.9
千葉県	9,232	678	7.3
鹿児島県	6,777	465	6.9
茨城県	7,894	537	6.8
愛知県	6,676	446	6.7
愛媛県	3,344	213	6.4
三重県	5,058	295	5.8
埼玉県	7,180	408	5.7
長崎県	4,238	231	5.5
岩手県	2,427	125	5.2
宮城県	4,593	239	5.2
岐阜県	7,625	386	5.1
滋賀県	3,349	163	4.9
北海道	15,141	675	4.5
鳥取県	2,768	122	4.4
青森県	3,556	153	4.3
宮崎県	2,641	109	4.1
島根県	3,405	136	4.0
新潟県	8,296	300	3.6
山梨県	2,166	78	3.6
大分県	4,104	148	3.6
福島県	6,058	199	3.3
熊本県	4,654	155	3.3
栃木県	3,953	124	3.1
石川県	4,042	127	3.1
福井県	3,676	110	3.0
秋田県	4,600	128	2.8
富山県	4,041	101	2.5
静岡県	4,780	113	2.4
佐賀県	2,308	46	2.0
長野県	3,883	68	1.8
山形県	4,703	79	1.7
群馬県	2,430	25	1.0
合計	243,407	16,532	6.8



- (備考) 1.資料出所は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2022年度)。  
 2.調査時点は原則として2022年4月1日現在であるが、各地方自治体の事情により異なる場合がある。  
 3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。  
 4.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。  
 5.以下の都道府県においては一部市区町村を除く数値。( )内は未集計の市区町村の数。  
 岩手県(4)、東京都(5)、愛知県(1)、京都府(1)、大阪府(4)、兵庫県(1)、島根県(1)、岡山県(1)、広島県(1)、徳島県(3)、香川県(1)、愛媛県(1)、高知県(1)

# 地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合

・地域における10代～20代の人口に対する転出超過数の割合は、男性よりも女性が高く、女性の三大都市圏への転出超過が続いている。



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。

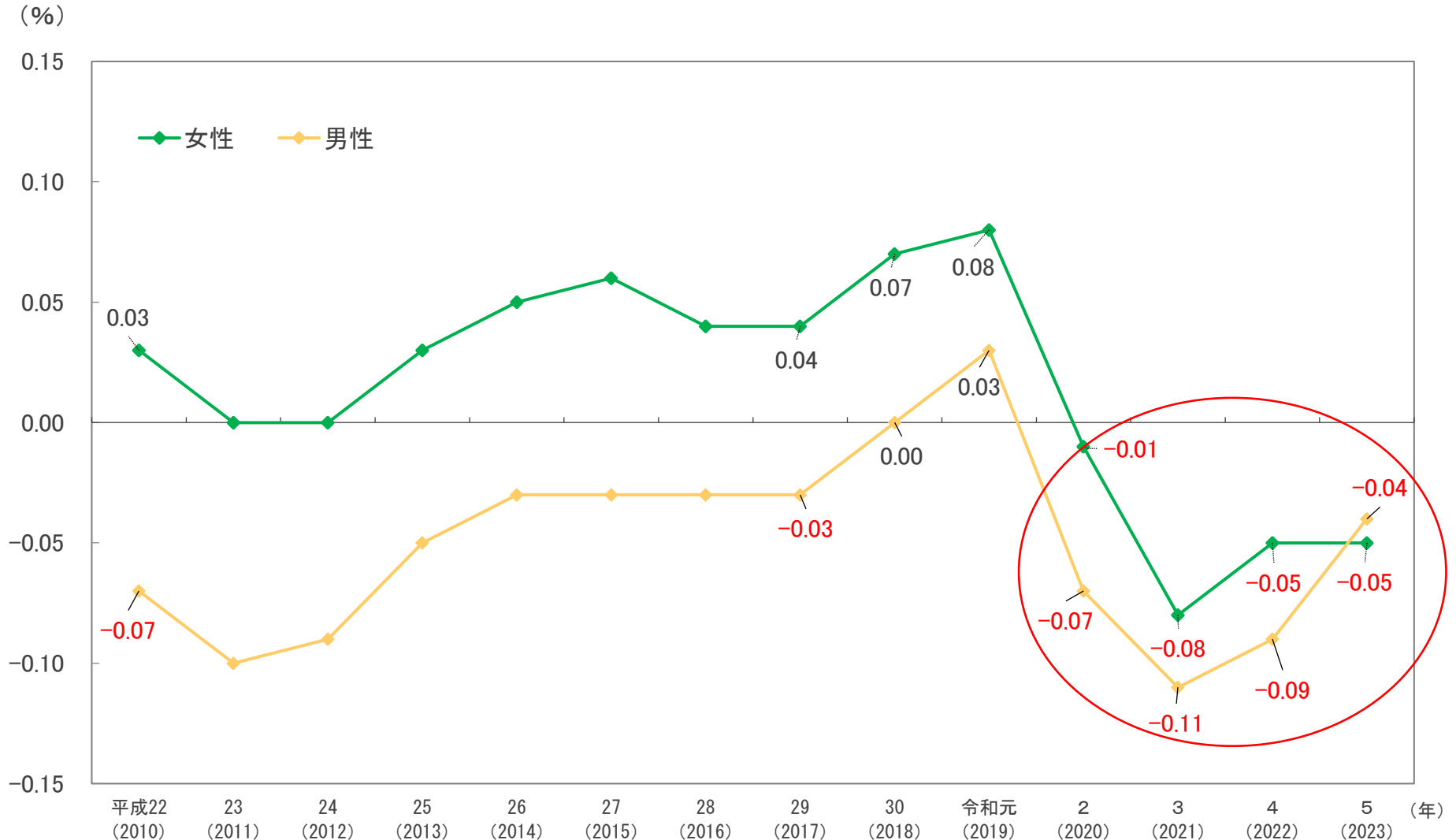
2. 三大都市圏(東京圏、名古屋圏及び関西圏)を除く道県の対前年転出増加数を算出。

3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。



# 地域における30代～40代女性の人口に対する転出超過数の割合

・30代～40代の人口に対する転出超過数の割合についても、男性よりも女性の方が高いが、コロナ禍以降、男女ともに三大都市圏以外への転入が超過する傾向が見られる。



(備考) 1. 総務省「住民基本台帳人口移動報告」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」により内閣府で算出。

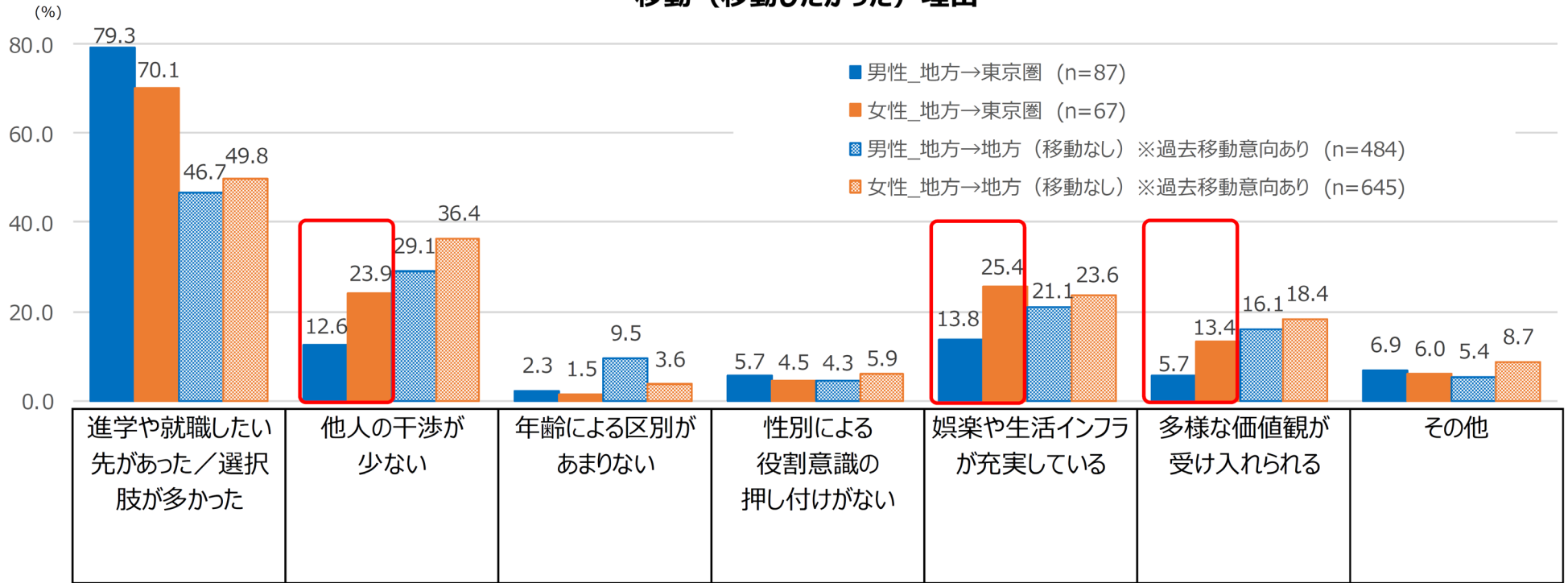
2. 三大都市圏(東京圏、名古屋圏及び関西圏)を除く道県の対前年転出増加数を算出。

3. 東京圏は埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県、名古屋圏は岐阜県、愛知県及び三重県、関西圏は京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県。

# 地域間の移動者別にみる移動理由

・「地方→東京圏」に移動した、かつ、進学あるいは就職で移動経験がある者の移動理由のなかで、男性より女性で高いものは、「娯楽や生活インフラが充実している」とともに「他人の干渉が少ない」「多様な価値観が受け入れられる」となっている。

移動（移動したかった）理由



(備考) 1. 内閣府「令和4年度 性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果」により作成。

2. 移動者の定義について

※「地方→東京圏」「地方→地方(移動なし)」・・・中学入学時および現在住んでいる都道府県で、「東京圏」は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、「地方」は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)のほか、愛知県、大阪府、福岡県を除き集計。

※「地方→地方(移動なし)」は、中学入学時と現在住んでいる都道府県が同じ人を集計。

## 2. こども政策における男女共同参画の視点について

## ○第5次男女共同参画基本計画(抜粋)

### 第1部 基本的な方針

#### 3 5次計画における基本的な視点と取り組むべき事項等

##### (1) 基本的な視点及び取り組むべき事項

男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要となる。その際、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)が男女どちらかに不利に働かないよう、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。

## ○女性版骨太の方針 2023(抜粋)

### Ⅱ 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化

#### (1) 男女がともにライフイベントとキャリア形成を両立する上での諸課題の解消

##### ② 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消

児童生徒の固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)を解消するための取組や、幼児期からも同様に、固定的な性別役割分担意識等を植え付けることなく、女子の理工系分野での活躍など将来のあらゆる選択肢について自由な希望を抱くことができるようにするための教育環境の整備に資する取組を行う。

### 3. 本日は議論いただきたい論点について

- 地域の実情に応じて女性活躍・男女共同参画を推進するための具体的な取組
- 地方からの女性の転出超過を緩和するために、取り組むべき女性活躍・男女共同参画に関する課題とそれに向けた対策
- こども政策を推進するにあたり、男女共同参画の視点を踏まえて、特に考慮すべき事項